

事務連絡
令和8年5月21日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業者等の重大災害の発生について

令和8年3月28日に木曾森林管理署管内の林道事業において発生した重大災害について、その概要が別添1のとおり林野庁業務課長から送付されました。

今回の災害は、被災者は、林道工事現場へ向かう途中、積雪により車両が走行不能となり、携帯電話はサービスエリア外のため連絡できなかったことから、徒歩で帰社する際、寒さによる低体温のため被災したと推定されるものです。

本災害は、無線等の緊急時の連絡手段を持たず、連絡できなかったことに加え、道路上に積雪がある時期にもかかわらずスコップ等の脱出するための道具を積載していなかったことから被災したと考えられ、緊急時の連絡体制が確保されておらず、請負事業者等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっています。

林防災規程等では、事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、災害発生時等の緊急時に対処するために必要な事項（通信可能な範囲、作業者の相互連絡方法、作業場所と山土場等の連絡拠点となる場所との連絡方法、連絡拠点から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡方法等）を定めるとともに、その内容を作業者に周知することとされています。

つきましては、類似災害を防止するため、傘下会員に対して、別添1の災害概要を周知するとともに、緊急連絡体制の整備に係る基本的事項について改めて周知徹底し、事務所、関係機関等への連絡方法の決定及び周知等の緊急連絡体制の整備・確立等安全対策の徹底を図るよう要請をお願いします。

(担当：企画官(間伐推進))

事務連絡
令和8年5月18日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業者等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業者等の重大災害の発生について

令和8年3月28日、中部森林管理局管内の林道事業において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、被災者は、林道工事現場へ向かう途中、積雪により車両が走行不能となり、携帯電話はサービスエリア外のため連絡できなかったことから、徒歩で帰社する際、寒さによる低体温のため被災したと推定されるものである。

本災害は、無線等の緊急時の連絡手段を持たず、緊急時に連絡できなかったことに加え、事業者と労働者との間で相互に連絡を行い、相互の安全を確認することが徹底されていなかったことや道路上に積雪がある時期にもかかわらずスコップ等の脱出するための道具を積載していなかったことから被災したと考えられ、緊急時の連絡体制が確保されておらず、請負事業者等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態である。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業者、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした緊急連絡体制の整備に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協力を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。

なお、下請け事業者が作業を行う場合は、元請け事業者等に対し、事務所、関係機関等への連絡方法の決定及び周知等の緊急連絡体制の整備・確立等安全対策の徹底を図るよう要請されたい。特に立木販売において契約者が他の事業者に作業を委託等する場合は、契約者から委託先等の事業者への安全指導を徹底するよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

さらに、これらの対応とともに、「請負事業者等の労働災害防止対策の推進について」（令和8年4月28日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

なお、本件は、被災者が事業主であるため労働安全衛生法上の労働災害には該当しないことから、労働災害の件数に含まれない。

- 1 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、災害発生時等の緊急時に対処するために必要な事項（通信可能な範囲、作業者の相互連絡方法、作業場所と山土場等の連絡拠点となる場所との連絡方法、連絡拠点から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡方法等）を定めるとともに、その内容を作業者に周知すること。

（林災防規程第24条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連）

- 2 事業者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせること。
 - （1）連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
 - （2）作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

（林災防規程第27条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連）

- 3 事業者は、作業現場において作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。
 - （1）事業場の事務所との連絡に携帯電話等または無線通信を使用する場合は、連絡責任者に、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等または無線通信による通信が可能である位置を確認させること。
 - （2）緊急時における連絡方法の確認をさせること。
 - （3）緊急時における連絡方法として通信機器を使用する場合には、その機能を確認すること。

また、作業現場が山間部のため、携帯電話等による通信ができない場所においては、衛星携帯電話等の通信が可能な機器を使用するよう努めること。

（林災防規程第25条、第26条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連）

- 4 事業者は、作業者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を開始すること。

（林災防規程第25条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連）

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

林業・木材製造業労働災害防止規程（令和5年12月11日適用）抜粋

（緊急連絡の方法等の決定、周知）

第24条 会員は、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を山土場等連絡の際の拠点となる場所に掲示するなどにより作業者に周知させなければならない。

- (1) 作業場所における作業中の作業者相互の連絡方法
- (2) 緊急時における作業場所と山土場等連絡の際の拠点となる場所との連絡方法
- (3) 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関等への連絡方法
- (4) (略)
- (5) (略)

（連絡責任者の選任と連絡方法等の確認）

第25条 会員は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係作業者に周知させなければならない。

- 2 会員は、連絡責任者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。
 - (1) 事業場の事務所との連絡に携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所への通信が可能である位置を確認しておくこと。
 - (2) 作業現場が山間部のため、携帯電話等のサービスエリア外となっている場所においては、衛星携帯電話又は無線通信を使用するように努めること。
 - (3) 作業者に対し、作業中の作業者相互の連絡方法として定めた方法による連絡で、相互の連絡が取れることを確認させること。
 - (4) 作業者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を開始すること。

（緊急連絡の方法等の確認）

第26条 会員は、作業現場において作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行わなければならない。

- (1) 連絡責任者に緊急時における連絡方法の確認をさせること。
- (2) 連絡方法として通信機器を使用する場合には、その機能を確認すること。
- (3) (略)

（作業者に行為せる安全の確認）

第27条 会員は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせなければならない。

- (1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。
- (2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（平成6年7月18日付け基発第461号の3）抜粋

3 緊急時における連絡体制等の整備

(1) 緊急時における連絡の方法等の決定、周知

事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため必要な次の事項について定めるとともに、その内容を関係労働者に周知させること。

ア 移動体通信（携帯電話（スマートフォンを含む。）及び PHS（以下「携帯電話等」という。））又は無線通信（トランシーバーを含む。以下同じ。）による通信が可能である範囲

イ 伐木等の作業を個々の労働者が行う場所（以下「作業場所」という。）における作業中の労働者相互の連絡の方法

ウ 緊急時における作業場所と山土場、休憩場所、通信機器設置場所等連絡の際の拠点となる場所（以下「山土場等」という。）との連絡の方法

エ 労働災害発生時における山土場等から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡の方法

オ 緊急車両の走行が可能である経路

カ 労働災害発生時における被災労働者である傷病者（以下「傷病者」という。）が緊急車両に乗車することが可能である場所

キ 傷病者の災害発生場所から山土場等への搬送の方法

ク 傷病者の山土場等から医療機関までの搬送の方法

ケ（略）

(2) 連絡責任者の選任

事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させるとともに、連絡責任者に4の(1)、5の(1)並びに6の(2)及び(3)の事項を行わせること。

なお、連絡責任者が作業現場を離れるとき等その職務を果たせなくなるときは、連絡責任者にその職務を行う代理者を指名させるようにすること。

4 作業開始前の連絡の方法の確認等

事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。

(1) 連絡責任者に緊急時における連絡の方法の確認をさせること。この場合次の事項に留意すること。

ア 事業場の事務所、消防機関等救急機関の連絡先

イ 最寄りの有線電話の設置位置

ウ 木材の運搬に使用するトラックに通信機器が搭載されている場合は、当該通信機器の機能及び利用の可否

エ 労働者が携帯電話等を携行する場合には、各々の当該携帯電話等の電話番号

(2) 連絡の方法として、携帯電話等又は無線通信を使用する場合には、当該携帯電話等の端末又は無線通信の機器のバッテリーの充電状態及び故障の有無を確認し、異常がある場合はバッテリーの交換等必要な措置を講じること。

(3)（略）

5 作業現場における安全の確認等

(1) 事業者は、連絡責任者（代理者を含む。以下同じ。）に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 事業場の事務所との連絡に、携帯電話等又は無線通信を使用する場合は、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による通信が可能である位置を確認しておくこと。

イ 関係労働者に対し、3の(1)のイにより定めた方法による労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認するよう指示すること。

ウ 労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を実施すること。

(2) 事業者は、労働者に、作業現場において次の事項を行わせること。

ア 連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。

イ 労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等他の労働者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該労働者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。

6 (略)

7 教育訓練の実施

事業者は、関係労働者に対し、次の事項について教育訓練を行うこと。

(1)～(3) (略)

(4) 作業場所における労働者相互の連絡の方法

(5)～(8) (略)

(別添)

令和 7 年度

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
(概況)

<林野庁集計>

令和8年3月31日現在

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本年度累計	1	1	2			2		6
前年度同期累計	3					5		8
前年度計	3					5		8

注1：森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

注2：法令上の労働災害に該当しない場合（被災者が事業主である等）については計上していない。

1 森林管理局・署等名	中部森林管理局 木曾森林管理署
2 事業の種類	林道事業 御岳御厩野（おんたけみまいの）林道災害復旧工事2
3 災害発生日時等	令和8年3月28日（土） 朝方発生 （死亡：令和8年3月28日（土） 朝方（警察の検視結果による）、死因：低体温症）
4 災害発生場所	長野県木曾郡王滝村 三浦（みうれ）国有林 2638 は林小班
5 契約相手方	岐阜県下呂市野尻283番地 株式会社梅田組 代表取締役 梅田桂司
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢：66歳 性別：男 雇用区分：事業主 社会保険等加入状況：健、厚
8 従事作業	工事現場確認
9 災害の概況	<p>3月27日（金）、被災者は1人で会社を8時半頃に出発し、木曾森林管理署王滝治山事業所（以下「事業所」という。）に10時30分頃に到着。現場代理人である御岳御厩野林道災害復旧工事2（以下「A工事」という。）の下請け事業者用のゲート鍵を借用するため監督職員を訪れ打ち合わせを行った後、10時45分頃に事業所を1人で出発した。</p> <p>被災者が現場代理人である工事は2箇所あり、「A工事」は令和8年3月16日契約、氷ヶ瀬小俣林道災害復旧工事（以下「B工事」という。）は令和7年からの継続事業で令和8年10月31日までの工事である。</p> <p>17時31分頃、被災者が会社に戻らないことから従業員Aは監督職員へ電話連絡するも繋がらず、18時41分頃、再び監督職員へ電話連絡し、被災者が会社に戻らないことを連絡。監督職員より木曾森林管理署（以下「署」という。）に電話連絡。被災者がB工事現場付近で転落事故にあったのではないかと予測し木曾森林管理署に集合、署長・次長が署に待機し梅田組3名</p>



	<p>と道案内の為の署職員 2 名が署から B 工事箇所に向け出発。</p> <p>20 時 43 分頃、梅田組より木曾警察署（以下「警察署」という。）に電話連絡。夜間でもあり危険であることから可能な範囲で捜索を打ち切り下山開始。警察署職員と途中で合流し、明日の捜索について打ち合わせを実施。</p> <p>3 月 28 日（土）7 時 00 分頃、事業所に梅田組職員 4 名、警察署警察官 2 名、署員 6 名が集合。A 工事箇所方面 A 班（梅田組職員 2 名、警察官 2 名、署員 3 名）、B 工事箇所方面 B 班（梅田組職員 2 名、署員 3 名）に分かれて捜索に向かった。（梅田組は無線、署は衛星電話を所持。）また、梅田組からは鞍掛峠（以下「峠」という。）方面から C 班一班 5 名で入山。</p> <p>9 時 40 分頃、A 班は A 工事箇所を過ぎた御岳御厩野林道上（以下「A 林道」という。）で積雪（積雪約 20 cm）によりスタックした状態の被災者の車両（2WD・FF 駆動車）を発見するも、被災者は車内にはいなかった。足跡が走行してきた林道方面ではなく更に奥地に向かったことが確認された。継続して被災者の進行方向への捜索をしたが、約 500m 先の地点で断念し、車両方面へ折り返した。</p> <p>10 時 00 分頃、A 班は車両発見現場から無線で被災者の車両を発見し、被災者は峠方面に歩行していると B 班に連絡。B 班は C 班と合流。C 班は、会社から自走したホイールローダーで峠から A 林道を被災者の進行方向に向かい、11 時 50 分頃から A 林道の除雪を開始。B・C 班の梅田組従業員 4 名は歩行で先行し、被災者が歩いてくるだろうと予測される A 林道の捜索を継続した。</p> <p>12 時 20 分頃、歩行で先行していた梅田組従業員が仰向けで林道上に倒れている被災者を見、意識がないことを確認した。</p> <p>12 時 30 分頃、署へ木曾広域消防（以下「消防隊」という。）7 名が車両 3 台で A 工事箇所へ向かうとの連絡あり。</p> <p>14 時 00 分頃、先行し被災者を見、意識がないことを確認した梅田組従業員が B・C 班に合流する。消防隊と合流した A 班へ被災者発見の連絡が入り、被災者を見した B・C 班と合流するため B 工事箇所方面を経由するルートで被災者発見現場へ移動を開始した。</p> <p>16 時 40 分頃、A 班と消防隊は B・C 班と合流し、消防隊は被災者を救護、警察署は現場検証を開始。途中救急車に乗せかえ搬送された被災者は、警察署庁舎で検視が行われ死亡が確認された。</p> <p>【ここより推定】</p> <p>被災者は、A 工事箇所確認後、B 工事箇所まで従業員 2 名と合流予定だったため、引き返さず会社に近い峠方面へ A 林道を走行したが、積雪によりスタックした。脱出することを試みたが、スコップ等の道具を所持していなかった。また、周辺は携帯電話が繋がらない地域のため連絡することもできなかった。死因及び被災箇所から、峠方面に向かえば会社にも近くなるため、早く救出されると考え、27 日夕方から歩行を開始したが、積雪により想定より時間がかかったことから被災したと考えられる。</p>
10 そ の 他	

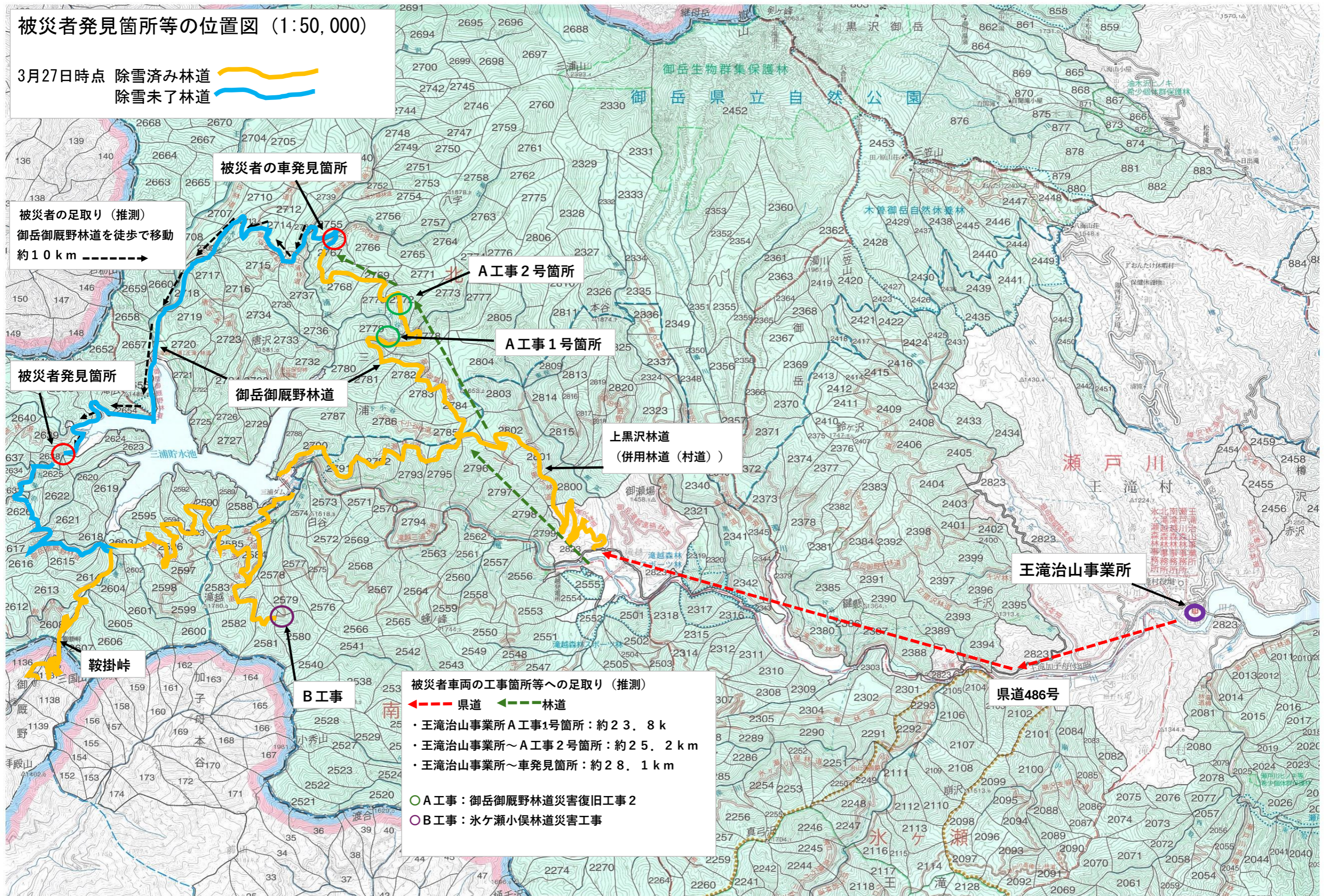
災害発生位置図

長野県木曾郡王滝村三浦国有林2638は林小班
(1/200,000)



被災者発見箇所等の位置図 (1:50,000)

3月27日時点 除雪済み林道 
 除雪未了林道 



被災者の足取り (推測)
 御岳御厩野林道を徒歩で移動
 約10km ----->

被災者の車発見箇所

被災者発見箇所

御岳御厩野林道

A工事 2号箇所

A工事 1号箇所

上黒沢林道
 (併用林道 (村道))

王滝治山事業所

鞍掛峠

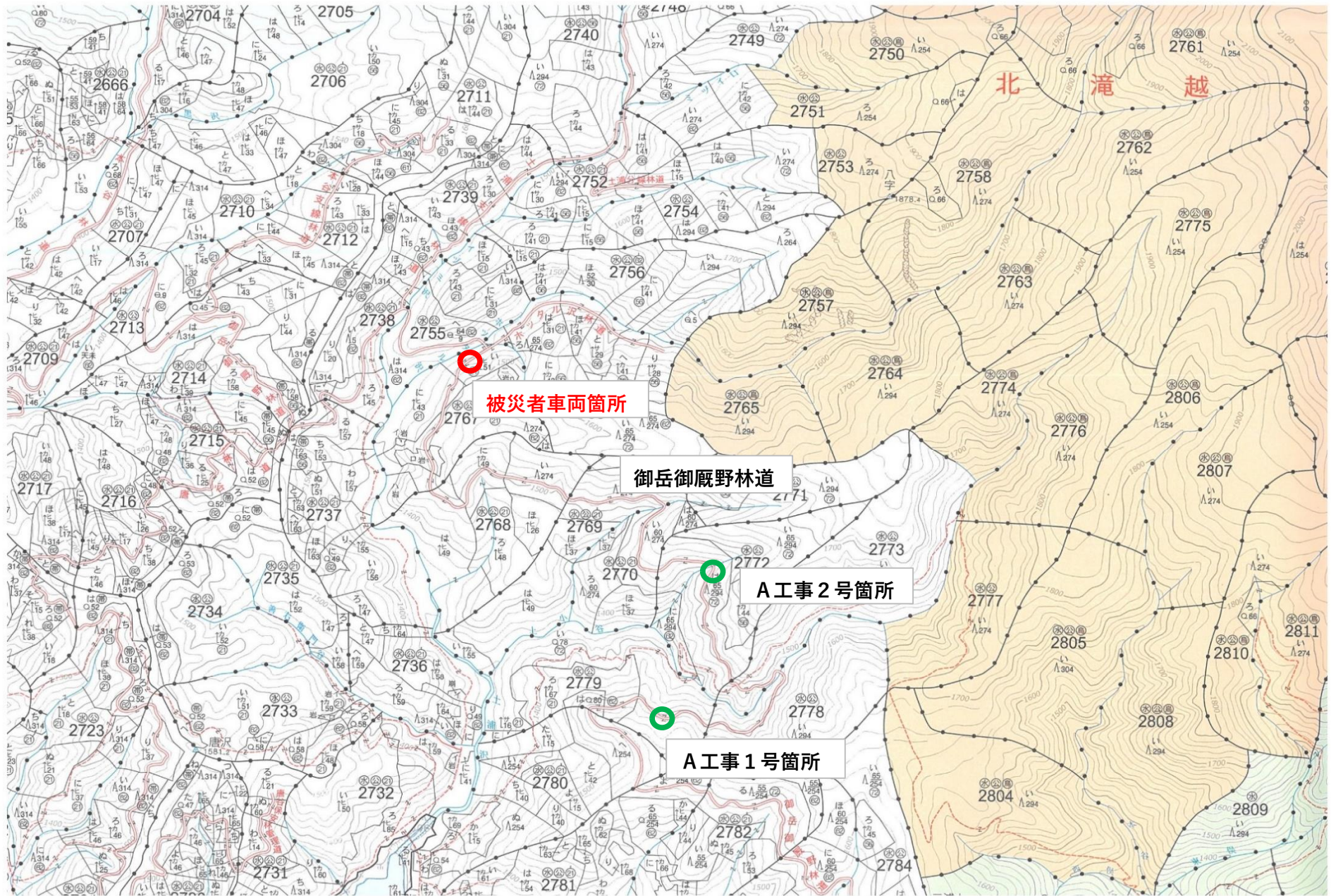
B工事

被災者車両の工事箇所等への足取り (推測)
 ← 県道 ← 林道

- ・王滝治山事業所 A工事1号箇所：約23.8km
- ・王滝治山事業所～A工事2号箇所：約25.2km
- ・王滝治山事業所～車発見箇所：約28.1km

○ A工事：御岳御厩野林道災害復旧工事2
 ○ B工事：氷ヶ瀬小俣林道災害工事

県道486号



被災者車両箇所

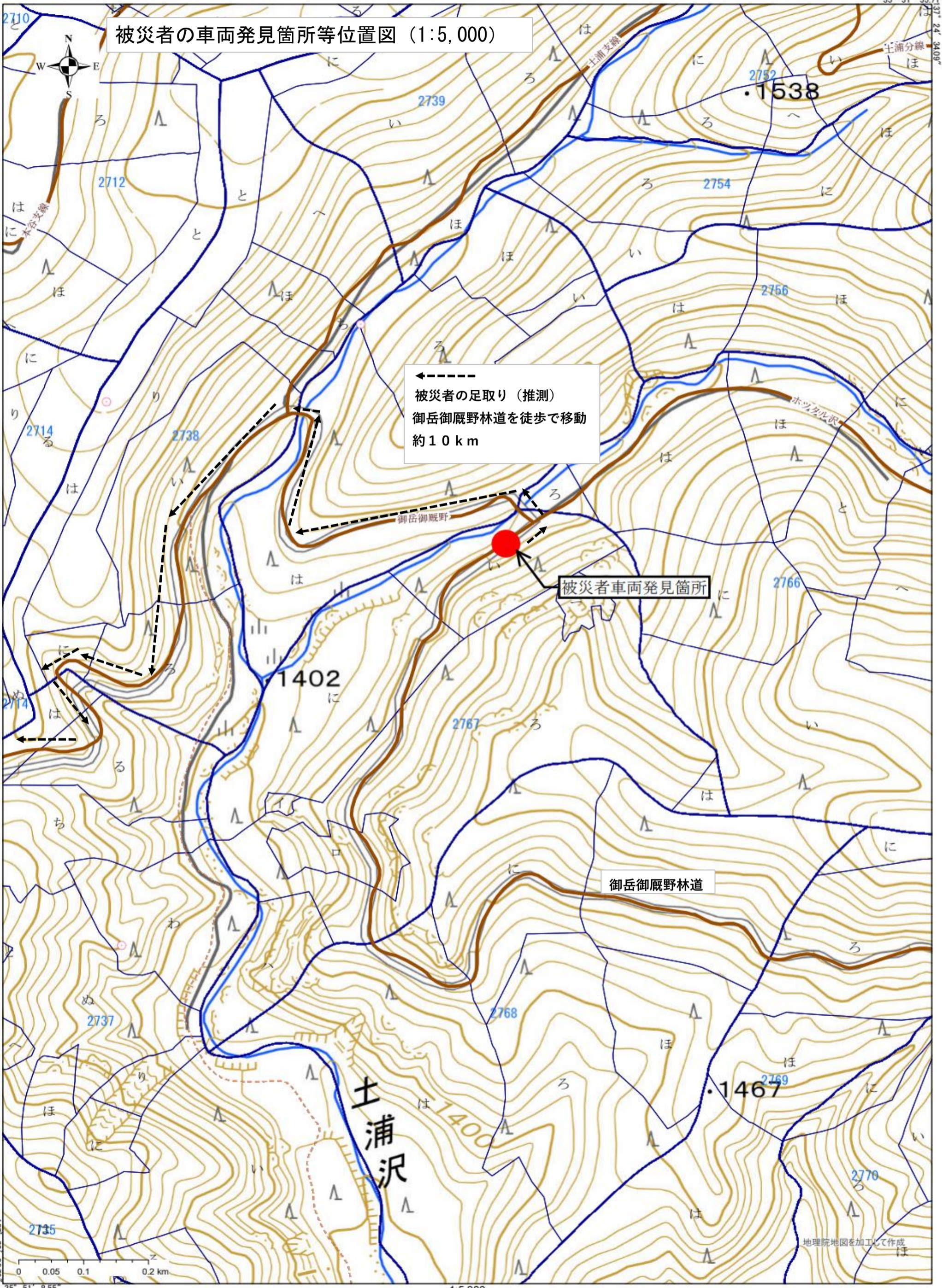
御岳御厩野林道

A工事2号箇所

A工事1号箇所

北滝越

被災者の車両発見箇所等位置図 (1:5,000)



←-----
被災者の足取り (推測)
御岳御厩野林道を徒歩で移動
約10km

被災者車両発見箇所

御岳御厩野林道

地理院地図を加工して作成

0 0.05 0.1 0.2 km
137° 23' 38.79"

1:5,000

被災者の車両発見箇所等位置図 (1:5,000)

被災者の足取り (推測)

被災者車両発見箇所

①方向

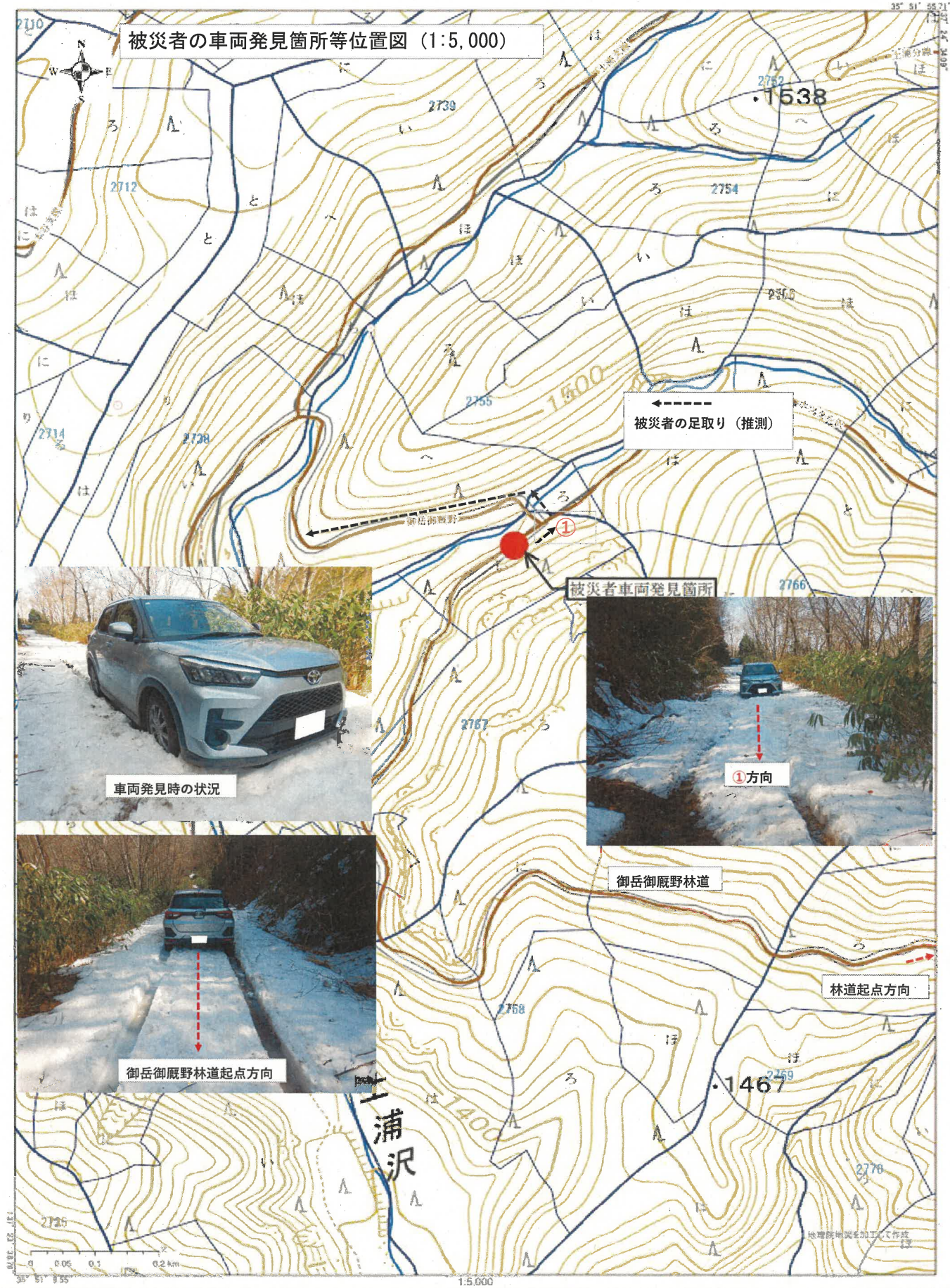
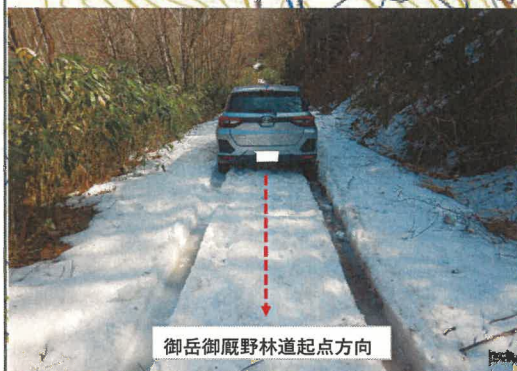
御岳御厩野林道

林道起点方向

車両発見時の状況

御岳御厩野林道起点方向

浦沢



被災者発見箇所

(三浦国有林 2638は林小班 御岳御厩野林道上)



R8.3.28 17:20頃撮影

黄色線で規制



発見箇所



発見箇所

令和7年度 請負事業等における重大災害の分類

令和8年3月31日現在

事故の型	作業区分	件数	被災概要(推定)	注意喚起事項
激突され	伐倒	1	伐倒作業において、ヒノキを伐倒したところ、隣接し上部でつるがらみになっていた立木(ヒノキ)が引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり受災。	<p>1 事業者は、伐倒作業に当たり、作業者に、①つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木等の有無、②落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枯損木等、③つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれがあるものについて、事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させること。(林災防規程第59条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)</p> <p>2 事業者は、伐木の作業(伐木等機械による作業を除く)を行うときは、作業者に、つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせること。(安衛則第477条、林災防規程第61条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)</p> <p>3 事業者は、つるがらみの木を伐倒する場合は、作業者にできる限り伐倒前につる類を取り除かせるとともに、つる類のうち、フジツル、ヤマブドウ、クズ等は、枯れても材質を保持しており、つるの根元を切っても数年間は腐らない点に注意するよう周知すること。 また、つるが複数の木に跨がっている場合等、つるを取り除くことができない場合においては、作業者に単独で作業を行わせてはならず、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、事業者が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させること。(林災防規程第76条関連)</p> <p>4 事業者は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除かせること。(安衛則第477条、林災防規程第62条、63条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)</p> <p>5 事業者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20cm以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせること。(林災防規程第67条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)</p> <p>6 事業者は、あらかじめ、緊急時(労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。)に対処するため、作業中の作業者相互の連絡方法について定め、その内容を作業者に周知すること。 また、事業者は、連絡責任者に、作業現場において、定めた方法による作業者相互の連絡を行わせ、相互の安全を確認させること。 (林災防規程第24条、25条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)</p> <p>7 事業者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせること。 (1)連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。(相互の安全を確認する方法としては、例えば、定めた時刻にすべてのチェーンソー等を停止させ、あらかじめ定めた手順により各作業者に呼びかけ応答を行うことなどが想定される。) (2)作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。 (林災防規程第27条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)</p>
			伐倒作業の際、伐倒木(シナノキ)を伐倒したところ、隣接木(ホウノキ)がつるがらみのために引っ張られて折損し、被災者の頭に当たり受災。	<p>1 事業者は、伐倒作業に当たり、作業者に、①つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木等の有無、②落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枯損木等、③つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれがあるものについて、事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させること。(林災防規程第59条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)</p> <p>2 事業者は、伐木の作業(伐木等機械による作業を除く)を行うときは、作業者に、つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせること。(安衛則第477条、林災防規程第61条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)</p> <p>3 事業者は、つるがらみの木を伐倒する場合は、作業者にできる限り伐倒前につる類を取り除かせるとともに、つる類のうち、フジツル、ヤマブドウ、クズ等は、枯れても材質を保持しており、つるの根元を切っても数年間は腐らない点に注意するよう周知すること。 また、つるが複数の木に跨がっている場合等、つるを取り除くことができない場合においては、作業者に単独で作業を行わせてはならず、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、事業者が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させること。 (林災防規程第76条関連)</p> <p>4 事業者は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除かせること。 (安衛則第477条、林災防規程第62条、63条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)</p> <p>5 事業者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20cm以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせること。 (林災防規程第67条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)</p>

はさまれ・巻き込まれ	木寄せ	木寄せ作業中	-	<p>被災者は、バケット付き木材グラブブル機(以下「重機」という。)により、森林作業道の法頭付近にあった伐倒木のスギを掴んで森林作業道の方へ引き出そうとした際、何らかの理由により突然スギが重機に向かって滑落し、キャビンのブーム側からスギの先端部が進入した。このスギの先端部をキャビンから出そうと、キャビンから右前方へ体を乗り出した際、体が操作レバーに触れブームが降下し、体の肩から上部がキャビンとブームシリンダーの間に挟まれたことにより受災。(被災者は事業主)</p>	<p>1 事業者は、伐木等機械の作業装置の運転位置の運転者がその運転位置を離れる場合、その運転者に次の事項を行わせること。 (1)アタッチメントを最低降下位置に下ろすこと。 (2)エンジンを止めること。 (安衛則第151条の98、第151条の99、林災防規程第117条関連)</p> <p>2 事業者は、原木等の飛来等により車両系木材伐出機械の運転者に危険を及ぼすおそれのある場合、運転者席の防護柵等当該危険を防止するための設備を備えたものでなければ使用しないこと。 (安衛則第151条の87、林災防規程第95条関連)</p> <p>3 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業する場合、物体の飛来又は落下による危険を防止するため、従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。 (安衛則第151条の107、林災防規程第91条関連)</p> <p>4 事業者は、木材グラブブル機による木寄せ作業の際、斜面上方の原木を引き下げるときは、従事する労働者に、当該引き下げる原木、その他の原木、転石等が車両に接触しないような場所に車両を設置させなければならない。 (林災防規程第123条関連)</p> <p>5 事業者は、あらかじめ、緊急時(労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。)に対処するため、作業中の作業者相互の連絡方法について定め、その内容を作業者に周知すること。 また、事業者は、連絡責任者に、作業現場において、定めた方法による作業者相互の連絡を行わせ、相互の安全を確認させること。 (林災防規程第24条、25条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)</p> <p>6 事業者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせること。 (1)連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。(相互の安全を確認する方法としては、例えば、定めた時刻にすべてのチェーンソー等を停止させ、あらかじめ定めた手順により各作業者に呼びかけ応答を行うことなどが想定される。) (2)作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。 (林災防規程第27条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)</p>
墜落、転落	その他	掘削土砂の移動作業中	1	<p>被災者は、災害により崩壊した林道復旧工事のため、バックホウを用い掘削土砂の移動作業を行っていたところ、地山と既設ブロック擁壁が下方に動き出したことにより、運転していたバックホウが谷側斜面に横転し、横転したバックホウのアームと地山斜面に下半身を挟まれたことにより受災。</p>	<p>1 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。(安衛則第154条関連)</p> <p>2 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、上記1の調査結果に適応する作業計画を定めて作業を行なわなければならない。 また、定めた作業計画の内容を関係労働者に周知させなければならない。 (安衛則第155条関連)</p> <p>3 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、誘導者を配置し、当該車両系建設機械を誘導させなければならない。また、運転者は誘導者が行う誘導に従わなければならない。 (安衛則第157条関連)</p> <p>4 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械の転倒又は転落により運転者の危険が生じるおそれのある場所においては、転落時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。 (安衛則第157条の2関連)</p> <p>5 事業者は、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について形状、地質及び地層の状態等を調査し、適応する掘削の時期及び順序を定め作業を行わなければならない。 (安衛則第355条関連)</p>
墜落、転落	その他	ホイールローダーによる崩土除去作業中	1	<p>被災者が、ホイールローダーにより林道路面に残った崩土除去中に、ホイールローダーをバックさせた際、路肩からホイールローダーと共に転落し、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出され受災。</p>	<p>1 事業者は、車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、作業計画を定め、作業を行なわなければならない。 (安衛則第154条、第155条関連)</p> <p>2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、誘導者を配置し、当該車両系建設機械を誘導させなければならない。また、運転者は誘導者が行う誘導に従わなければならない。 (安衛則第157条関連)</p> <p>3 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械の転倒又は転落により運転者の危険が生じるおそれのある場所においては、転落時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。 (安衛則第157条の2関連)</p>

墜落、転落	造林	下刈作業	1 下刈作業において、斜面上方へ移動するため、傾斜約42度の斜面上部へ手をかけ登ろうとしたところ何らかの理由によりバランスを崩し、仰向け状態で回転しながら滑落したことにより被災。	<p>1 刈払機を持ち運ぶ場合、浮き石等不安定なものの上を歩かず、雨中や雨上がりのときや湿っている場所を歩行する際は、転倒しないよう必要に応じ履物に滑り止め用具を使用すること。 (林業における刈払機使用に係る安全作業指針6(2)、林災防規程第287条関連)</p> <p>2 下刈等の造林作業を行う場合、あらかじめ、地山の地形、地質、斜度、植生等の状況を調査し、リスクの低減対策(例えば作業、移動時に足元の確認及び足場の確保等)を確実に行うことや急傾斜地等により転落・滑落のおそれのある箇所は避けて迂回するなど)等を定め、関係作業者に周知しなければならない。 (林災防規程第258条関連)</p> <p>3 事業者は、あらかじめ、緊急時(労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。)に対処するため、作業中の作業者相互の連絡方法や消防機関等救急機関等への連絡方法について定め、その内容を作業者に周知すること。 また、事業者は、連絡責任者に、作業現場において、定めた方法による作業者相互の連絡を行わせ、相互の安全を確認させること及び事業場の事務所へ携帯電話等による通信が可能である位置を確認させること。 (林災防規程第24条、25条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)</p> <p>4 事業者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせること。 (1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。(相互の安全を確認する方法としては、例えば、定めた時刻にすべてのチェーンソー等を停止させ、あらかじめ定めた手順により各作業者に呼びかけ応答を行うことなどが想定される。) (2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡すること。 (林災防規程第27条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)</p>
墜落、転落	車両集材	運材作業	1 被災者が、フォワーダで材を搬出するため、森林作業道を走行中にスイッチバック箇所方向転換しようとした際、何らかの原因により操作を誤り、後進し森林作業道から谷に転落した後、斜面に激突しキャビン部分が押し潰され被災。	<p>1 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行なうときは、車両系木材伐出機械の転落等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地盤の状態等を調査し、その結果を記録しておくなければならない。(安衛則第151条の88、林災防規程第87条関連)</p> <p>2 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行なうときは、車両系木材伐出機械の転落等による労働者の危険を防止するため、上記1の調査結果に適應する作業計画を定めて作業を行なわなければならない。また、定めた作業計画の内容を関係労働者に周知させなければならない。 (安衛則第151条の89、林災防規程第89条関連)</p> <p>3 事業者は、フォワーダ等の走行集材機械の運転を行う場合、走行路の勾配、路面の状況及び荷重に応じた安全な速度で運転させなければならない。また、フォワーダ等を運転する労働者の安全意識向上のため、必要に応じて、注意喚起の標識を見えやすい箇所に設置すること。 (林災防規程第134条関連)</p> <p>4 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行なうときは、車両系木材伐出機械の転落等による労働者の危険を防止するため、必要な幅員を確保すること等の措置を講じさせること。 (安衛則第151条の92関連、林災防規程第97条関連)</p> <p>5 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系木材伐出機械を用いて作業を行う場合において、労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、当該車両系木材伐出機械を誘導させなければならない。また、運転者は誘導者が行う誘導に従わなければならない。 (安衛則第151条の92、林災防規程第99条関連)</p> <p>6 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系木材伐出機械の転倒又は転落により運転者の危険が生じるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系木材伐出機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。 (安衛則第151条の93、林災防規程第98条関連)</p> <p>7 事業者は、あらかじめ、緊急時(労働災害の発生時、作業者の所在不明時等をいう。)に対処するため、作業中の作業者相互の連絡方法について定め、その内容を作業者に周知すること。 また、事業者は、連絡責任者に、作業現場において、定めた方法による作業者相互の連絡を行わせ、相互の安全を確認させること。 (林災防規程第24条、25条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)</p> <p>8 事業者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせること。 (1) 連絡責任者の指示に従って作業者相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。(相互の安全を確認する方法としては、例えば、定めた時刻にすべてのチェーンソー等を停止させ、あらかじめ定めた手順により各作業者に呼びかけ応答を行うことなどが想定される。) (2) 作業者相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡すること。 (林災防規程第27条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)</p>

その他	その他	工事現場確認	-	<p>被災者は、林道工事現場へ向かう途中、積雪により車両が走行不能となり、携帯電話はサービスエリア外のため連絡できなかったことから、徒歩で帰社する際、寒さによる低体温のため受災。 (被災者は事業主)</p> <p>1 事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、あらかじめ、災害発生時等の緊急時に対処するために必要な事項(通信可能な範囲、作業者の相互連絡方法、作業場所と山土場等の連絡拠点となる場所との連絡方法、連絡拠点から事業場の事務所、消防機関等救急機関への連絡方法等)を定めるとともに、その内容を作業者に周知すること。 (林炎防規程第24条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)</p> <p>2 事業者は、作業者に、作業現場において次の事項を行わせること。 (1) 連絡責任者の指示に従って作業相互の連絡を行い、相互の安全を確認すること。 (2) 作業相互の連絡において応答がない場合、他の作業者に何らかの異常が発生したことが考えられる場合には、当該作業者の作業場所に行く等により異常の有無を確認すること。この場合、異常があれば直ちに連絡責任者に連絡をすること。 (林炎防規程第27条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)</p> <p>3 事業者は、作業現場において作業を行うときは、その作業を開始する前に次の事項を行うこと。 (1) 事業場の事務所との連絡に携帯電話等または無線通信を使用する場合は、連絡責任者に、あらかじめ、作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等または無線通信による通信が可能である位置を確認させること。 (2) 緊急時における連絡方法の確認をさせること。 (3) 緊急時における連絡方法として通信機器を使用する場合には、その機能を確認すること。 また、作業現場が山間部のため、携帯電話等による通信ができない場所においては、衛星携帯電話等の通信が可能な機器を使用するよう努めること。 (林炎防規程第25条、第26条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)</p> <p>4 事業者は、作業者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、直ちに捜索を開始すること。 (林炎防規程第25条、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン関連)</p>
計			6	

注1: 事故の型は、厚生労働省の区分による。

2: 法令上の労働災害に該当しない場合等(被災者が事業主であるなど)については件数を計上していない。

令和7年度 請負事業等における重大災害の概要

令和8年3月31日現在

No.	局・署	事業の種類	発生日	性別	年齢	従事作業	概要(推定)
1	九州局 大隅署	立木販売 (分収造林)	R7.4.9(木)	男	53	伐倒作業	(1次下請) 伐倒作業において、ヒノキを伐倒したところ、隣接し上部でつるがらみになっていた立木(ヒノキ)が引っ張られて根元から倒れ、被災者に覆いかぶさるような状態になり受災。
2	四国局 高知中部署	林道工事 (災害復旧事業)	R7.5.14(水)	男	62	掘削土砂の 移動作業	災害により崩壊した林道復旧工事のため、バックホウを用い掘削土砂の移動作業を行っていたところ、地山と既設ブロック擁壁が下方に動き出したことにより、運転していたバックホウが谷側斜面に横転し、横転したバックホウのアームと地山斜面に下半身を挟まれたことにより受災。
3	中部局 岐阜署	林道事業 (建設機械借上)	R7.5.15(水)	男	65	崩土除去 作業	被災者が、ホイールローダーにより林道路面に残った崩土除去中に、ホイールローダーをバックさせた際、路肩からホイールローダーと共に転落し、転落の衝撃によってホイールローダーから投げ出され受災。
4	東北局 米代東部署	造林事業	R7.8.19(火)	男	62	下刈作業 (移動中)	(1次下請) 下刈作業において、斜面上方へ移動するため、傾斜約42度の斜面上部へ手をかけ登ろうとしたところ何らかの理由によりバランスを崩し、仰向け状態で回転しながら滑落したことにより受災。
5	東北局 宮城北部署	生産事業	R7.9.8(月)	男	33	運材作業	フォワーダで材を搬出するため、森林作業道を走行中にスイッチバック箇所方向転換しようとした際、何らかの原因により操作を誤り、後進し森林作業道から谷に転落した後、斜面に激突しキャビン部分が押し潰され受災。
-	東北局 岩手南部署 ※ 事業主による 災害	立木販売	R7.11.2(日)	男	41	木寄せ作業	バケット付き木材グラブ機(以下「重機」という。)により、森林作業道の法頭付近にあった伐倒木のスギを掴んで森林作業道の方へ引き出そうとした際、何らかの理由により突然スギが重機に向かって滑落し、キャビンのブーム側からスギの梢端部が進入した。このスギの梢端部をキャビンから出そうと、キャビンから右前方へ体を乗り出した際、体が操作レバーに触れブームが降下し、体の肩から上部がキャビンとブームシリンダーの間に挟まれたことにより受災。
6	東北局 岩手北部署	立木販売	R8.2.16(月)	男	83	伐倒作業	伐倒作業の際、伐倒木(シナノキ)を伐倒したところ、隣接木(ホウノキ)がつるがらみのために引っ張られて折損し、被災者の頭に当たり受災。
-	中部局 木曽署 ※ 事業主による 災害	林道工事 (災害復旧事業)	R8.3.28(土)	男	66	工事現場 確認	林道工事現場へ向かう途中、積雪により車両が走行不能となり、携帯電話はサービスエリア外のため連絡できなかったことから、徒歩で帰社する際、寒さによる低体温のため受災。